

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要

1. 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報保護評価とは、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）の取扱いに関し、具体的にどのようなリスクがあるのかを検討し、個人情報保護及びプライバシー等保護のために具体的にどのような措置を講じているのかを明らかにするために行うものです。

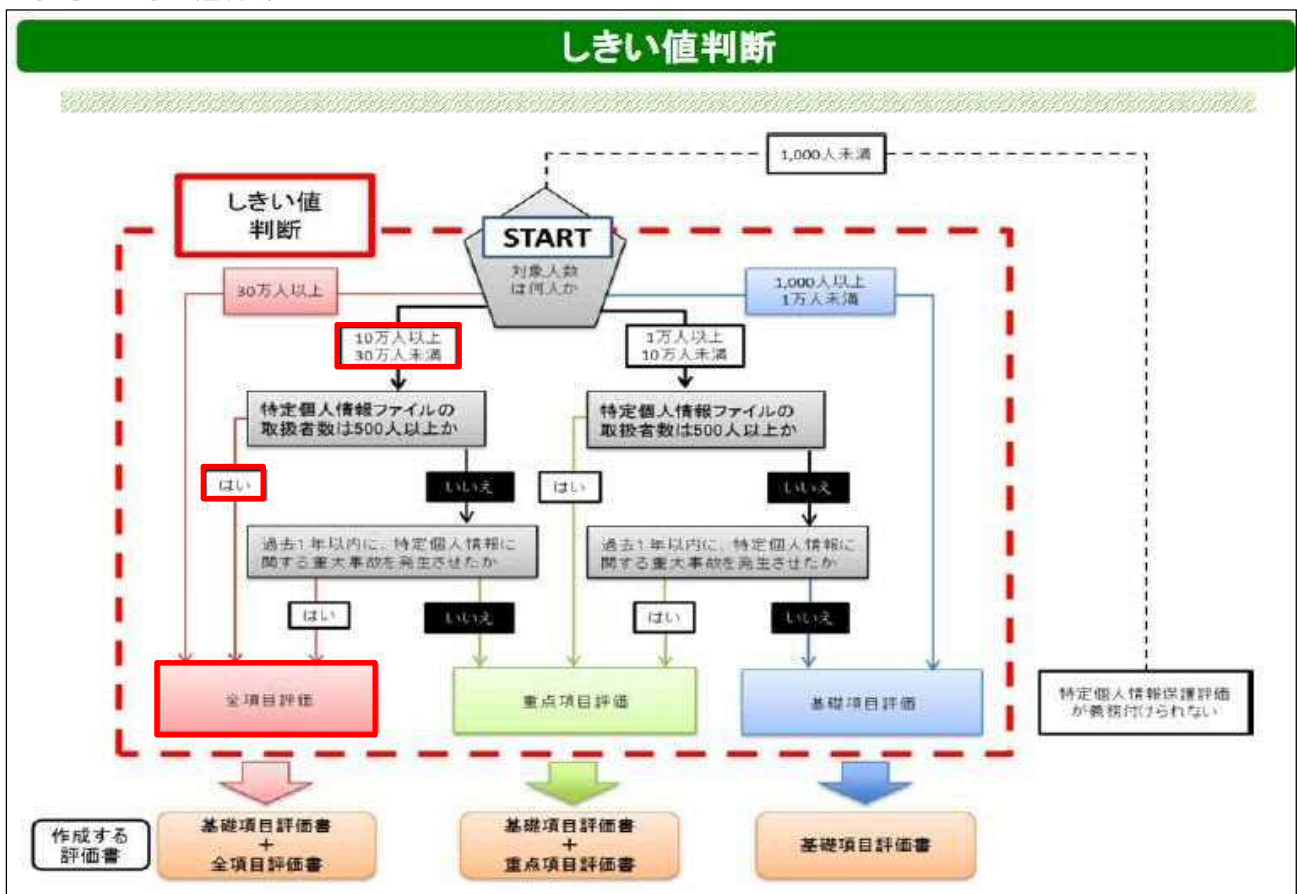
特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、評価書において個人のプライバシー等の権利利益の保護措置が十分であることを宣言したうえで、自ら実施するものです。

2. 評価書の区分について

特定個人情報保護評価の実施にあたっては、国が設置した特定個人情報保護委員会の定める指針（以下「指針」という。）に従うこととされております。

本市におきましては、指針の定める「しきい値判断」※により、作成する評価書を決定しています。「しきい値判断」の結果、「住民基本台帳に関する事務」が全項目評価の該当となりました。

※参考：しきい値判断



3. 評価書

(1) 評価書名

住民基本台帳に関する事務の全項目評価書

(2) 評価実施機関

春日部市

(3) 評価書の項目一覧

I 基本情報

- ・ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、取り扱う特定個人情報ファイルの名称、評価の実施を担当する部署、個人番号を利用することができる法令上の根拠、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う場合の法令上の根拠等を記載しています。

II 特定個人情報ファイルの概要

- ・ 特定個人情報ファイルごとに、種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目、その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載しています。
- ・ 特定個人情報の入手及び使用方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその内容、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管及び消去の方法その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載しています。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載しています。

IV その他のリスク対策

- ・ 全項目評価書様式に示すもの以外のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置について記載しています。
- ・ また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載しています。
- ・ これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、その旨を宣言しています。

V 開示請求、問合せ

- ・ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載しています。

VI 評価実施手続

- ・ 住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載しています。

(別添3) 変更箇所

- ・ 評価書を更新した際、更新日や更新内容を記載します。

＜実施時期内容＞

平成26年11月～平成26年12月

- ・住民基本台帳に関する事務に係る基礎項目評価を実施し、しきい値判断結果に基づき、全項目評価を実施。
- ・基礎項目評価書及び全項目評価書を作成。

平成27年1月5日（月）～2月3日（火）

- ・住民基本台帳に関する事務に係る全項目評価書について、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様からの意見を募集。

平成27年2月

- ・第三者点検（春日部市情報公開・個人情報保護審議会）の実施。

平成27年3月

- ・特定個人情報保護委員会へ評価書を提出。
- ・住民基本台帳に関する事務に係る評価書を公表。

＜税番号制度の導入に伴う主なスケジュール（予定）＞

平成27年10月 各個人に郵送（紙）で個人番号を通知

平成28年 1月 個人番号カードの交付、個人番号の利用開始（申請書等に記載）

平成29年 1月 情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータル運用開始予定

平成29年 7月 地方公共団体において、社会保障・税の情報連携開始予定

＜評価実施後の再評価＞

特定個人情報ファイルの取扱いについて、重大な変更が発生する場合は再評価を実施する。

1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年度ごとに再評価を実施する。